

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第14回会議（平成23年4月14日開催）議事要旨

第1 議題

取調べの機能・役割、可視化の目的等に関する検討等

第2 概要

1 事務局説明

事務局から、検察の在り方検討会議の提言等について紹介した。各委員の議論の概要は以下のとおり。

法務大臣が、（検察の在り方検討会議の提言よりも踏み込んで）全過程の録音・録画を試行の対象とするとの方針を示したことは疑問。政治家が絡む事件ができなくなるのではないか。

法務大臣は、会議で議論された趣旨を踏まえて述べただけではないか。

何が提言に書かれているかということが全てであって、議論の背景は関係ないのではないか。

法務大臣の方針を評価する。全過程の試行をしてみなければ本当に弊害が出るのか検証できない。

2 検討

以下の検討事項における各委員の議論の概要は以下のとおり。

(1) 取調べにどのような機能・役割を果たさせるべきか

取調べにどのような機能・役割を果たさせるべきかは、他にどのような捜査手法がとられるのかとセットで考えるべきである。取調べ以外に広範な通信傍受、おとり捜査、潜入捜査、刑事免責等を考えていくべき。法定刑の幅が広い現在の制度では、適正な量刑実現のためにも、被告人の生い立ち、家族の情報等の立証が要求される。現行の制度では、取調べに果たさせる機能・役割は大きいことは当然。

自白を取ることが困難になりつつある。自白に依存している今の刑事司法制度では、今後犯罪と戦うことができない。まず、「捜査や公判がどうある

べきか」について、白紙の状態で議論すべきである。可視化の問題は、その中の1つの検討項目として議論すべき。

取調べの機能・役割の中に真相解明機能があることは否定できないのではないか。自白をとった上で、必ず裏付け捜査するのが大前提である。

取調べに真相解明機能があることは否定しないが、「まず第一に自白を求める」ことは間違いであり、そうであるがゆえに、志布志事件や氷見事件があり、病理現象が充ちている。取調べの機能は、まず、「情報収集」であるべきではないか。

捜査官が、取調べの目的は自白の獲得にあると認識していることは危険なことである。

国民は、警察はひどい取調べをしていると思っている。科学的知見を取り入れて検証すべきではないか。また、取調べは、説得するのではなく、まず、被疑者が認識していることを正確に把握するために行うべき。

自白を得ることで、特に性犯罪の被害者は公判出廷をせずに済む。反省を促すことは、被疑者のためにもなる。

捜査官は、有罪を得られさえすればいいと思って仕事をしているのではない。一人の人間として被疑者と向き合って、被疑者の改善更生を図ることも取調べの役割。

改善更生は、専門のカウンセラー等が行えばいいのではないか。

取調べの比重が大きすぎて、まず自白だという発想が強すぎるものが病理現象の原因。取調べで、露骨な誘導をしているわけではないかもしれないが、説得の名の下に、繰り返し聞いていくうちに虚偽自白がでてきてしまうというシステムがある。このような取調べはもう止めるべき。相対的に比重を下げるべき。

病理現象があるからと言って、すべてを否定することはおかしい。全過程の録音・録画を試行すべきという意見があるが、人の運命を決める刑事手続で、壮大な実験をやるようなものであり、乱暴である。

犯人でない人が犯人でないことを明らかにすることも取調べの役割。日本は諸外国に比べ無罪率が極めて低いが、それは、丁寧な取調べをしているからである。

日本の裁判においては、量刑事情が決定的に重要であり、その事情のかなりの部分は動機であるため、本人に聞かざるを得ない。問題は、本人がそれをしゃべらない場合、説得をどれだけするのかである。

(2) 取調べの可視化の目的をどう考えるべきか

可視化によって違法・不当な取調べは抑制され、ひいてはそれらに起因する虚偽自白を阻止できるであろうが、虚偽自白をする動機、理由は様々であり、どのような手段を講じても虚偽自白を完全に防止できるわけではない。また、現在の一部録音・録画でさえ、取調べの機能が阻害されることは明らかであり、捜査能力の低下が報告されている。

可視化の目的・効果は、有形力を行使したり、明白な形で脅すような違法な取調べの抑制と、自白事件において、公判の任意性の立証に資する場合がある。しかし、虚偽自白を防止するという意味では、極めて限定的な効果しかない。

そうだとすると、脅迫的な取調べの抑止という点では、国民にとって意味がある。

全過程の可視化により事後検証が可能となり、どのような取調べが虚偽自白を生むのかが明らかになるのではないか。

裁判における検証可能性ということだけではなく、虚偽自白の発生過程が明らかになり、取調べ技術の向上につながるという意味での検証可能性がある。

それなら、外部に対して可視化するのではなく、内部可視化で足りるのではないか。

任意・不任意の境界域にある供述こそ、検証可能性としての可視化が必要である。

境界域にある供述は、可視化すると、映像のインパクトによって判断を間違える可能性があり、被疑者に不利に働く可能性が強いので反対。

本当の事のように嘘を言う詐欺的な人間の取調べを可視化すると、裁判官もだまされるのではないか。また、捜査側の手の内が分かっしまい、取調べの機能が弱まり、ひいては治安の問題につながる。また、相当な経費が

かかり、非効率行政の典型ではないか。

例えば、政治家や有名人宅で侵入強盗があった場合、被疑者の取調べの過程で、被害者が他人に知られたくないプライバシーに関する話が出てくることはよくある。そのようなことが公になっていいのか。

全面可視化には反対であるが、黙秘や不合理な弁解に対しては、録音・録画しておいた方がいい場合があり、一定の可視化は、いわば捜査側の武器となるのではないか。

裁判員裁判に関して、検察側の法廷技術はめまぐるしく進歩している。それは、法廷で見える状態で、みんなが研修を積んでいるからである。録音・録画は、捜査側の武器にもなり得るが、その立場に立ったとしても、一部だけで印象付けをすると間違うので、全過程を録音・録画するべきである。

取調べの可視化と録音・録画物の公判での再生（公開）は別の問題。裁判官の判断で、公開は制限できるのではないか。

プライバシーに関しては、公開の有無に関わらず、撮られたものが残っていること自体が問題となる。

問題のない部分だけ出せば良いと言っても、捜査当局の手を離れた段階では、（捜査当局がそれらの部分を判断できるわけでもなく）意味を持たないのではないか。

えん罪被害者の方々は可視化を望んでいた。少なくとも被害者、目撃者に関して言えば、カメラがあってもラポールをつくることはできる。カメラも自立たなくできる。

「加工」を前提にすること自体、事実認定を弱め、問題である。

可視化とは別に、捜査官の資質の劣化により自白が得にくくなっているなど、現行制度が制度疲労を起こしているのであれば、システムの再設計が必要ではないか。その中で全過程の可視化の功罪等を考えるべき。

（３）取調べ技術をどのように高度化するか

事件や被疑者は１つとして同じものはないことから、取調べのマニュアルを作ることは難しい。「こうしてはいけない」と言うことはできるが、「こうすれば自白を得られる」というマニュアルは作れない。

心理学的な知見を取り入れ、供述の真偽を見抜く技術を研究し、全捜査官が共有することが必要である。

第3 次回会議について

次回は5月25日(水)に行う。